（資料５）

○岩国市子ども・子育て会議条例　　下線部追加（R8.3.24）

（設置）

第１条　子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第72条第１項の規定に基づき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の４第３項の規定に基づく附属機関として、岩国市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第２条　子ども・子育て会議は、法第72条第１項各号に掲げる事務を処理するとともに、市が実施する児童福祉法（昭和22年法律第164号）その他の子どもに関する法律による施策について市長の諮問に応じ調査審議するものとする。

（組織）

第３条　子ども・子育て会議は、委員15人以内をもって組織する。

２　委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

（１）　子どもの保護者

（２）　子ども・子育て支援に関する事業に従事する者

（３）　子ども・子育て支援に関し学識経験を有する者

（４）　前３号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

（任期）

第４条　委員の任期は、２年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第５条　子ども・子育て会議に、会長及び副会長各１人を置き、委員の互選によりこれを定める。

２　会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第６条　子ども・子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

２　会議の議長は、会長をもって充てる。

３　会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

４　会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（意見の聴取）

第７条　子ども・子育て会議は、必要があると認めるときは、会議に知識経験者その他関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

（委任）

第８条　この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。